

令和4年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第5号

令和4年9月21日（水）

---

応招議員（14名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 吉田耕大君  | 2番  | 佐藤藤牧君  |
| 3番  | 赤間茂幸君  | 4番  | 大友三男君  |
| 5番  | 佐藤千加雄君 | 6番  | 田中みつ子君 |
| 7番  | 熱海文義君  | 8番  | 石川壽和君  |
| 9番  | 和賀直義君  | 10番 | 高橋重信君  |
| 11番 | 石垣正博君  | 12番 | 千葉勇治君  |
| 13番 | 若生寛君   | 14番 | 石川良彦君  |

---

出席議員（13名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 吉田耕大君  | 2番  | 佐藤藤牧君  |
| 3番  | 赤間茂幸君  | 4番  | 大友三男君  |
| 5番  | 佐藤千加雄君 | 6番  | 田中みつ子君 |
| 7番  | 熱海文義君  | 9番  | 和賀直義君  |
| 10番 | 高橋重信君  | 11番 | 石垣正博君  |
| 12番 | 千葉勇治君  | 13番 | 若生寛君   |
| 14番 | 石川良彦君  |     |        |

---

欠席議員（1名）

8番 石川壽和君

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

|        |    |     |           |    |      |
|--------|----|-----|-----------|----|------|
| 町長     | 田中 | 学君  | 副町長       | 武藤 | 浩道君  |
| 教育長    | 鳥海 | 義弘君 | 総務課長      | 遠藤 | 龍太郎君 |
| 財政課長   | 熊谷 | 有司君 | まちづくり政策課長 | 千葉 | 昭君   |
| 復興推進課長 | 武藤 | 亨介君 | 復興推進課技監   | 門脇 | 匡哉君  |
| 税務課長   | 小野 | 純一君 | 町民課長      | 片倉 | 剛君   |
| 保健福祉課長 | 鎌田 | 光一君 | 農政商工課長    | 高橋 | 優君   |
| 地域整備課長 | 三浦 | 光君  | 会計管理者     | 伊藤 | 義継君  |
| 学校教育課長 | 菅野 | 直人君 | 社会教育課長    | 赤間 | 良悦君  |
| 代表監査委員 | 雫石 | 顕君  |           |    |      |

---

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉琉日

---

議事日程第5号

令和4年9月21日（水曜日） 午前10時開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第2  | 議案第64号 和解及び損害賠償の額の決定について                 |
| 日程第3  | 議案第65号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第7号）             |
| 日程第4  | 認定第1号 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第5  | 認定第2号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第6  | 認定第3号 令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第7  | 認定第4号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第8  | 認定第5号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第9  | 認定第6号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第10 | 認定第7号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第8号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第12 | 認定第9号 令和3年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について     |
| 日程第13 | 閉会中の所管事務調査                               |

---

本日の会議に付した案件

- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                      |
| 日程第2 | 議案第64号 和解及び損害賠償の額の決定について        |
| 日程第3 | 議案第65号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第7号）    |
| 日程第4 | 認定第1号 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について |

|         |            |                                      |
|---------|------------|--------------------------------------|
| 日程第 5   | 認定第 2 号    | 令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 6   | 認定第 3 号    | 令和 3 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第 7   | 認定第 4 号    | 令和 3 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 8   | 認定第 5 号    | 令和 3 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 9   | 認定第 6 号    | 令和 3 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 1 0 | 認定第 7 号    | 令和 3 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 認定第 8 号    | 令和 3 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 1 2 | 認定第 9 号    | 令和 3 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について     |
| 日程第 1 3 | 閉会中の所管事務調査 |                                      |

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、12番千葉勇治議員及び13番若生 寛議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 6 4 号 和解及び損害賠償の額の決定について

議長（石川良彦君） 日程第 2、議案第64号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） おはようございます。

それでは、議案第64号の提案理由を申し上げます。

追加議案書1ページをお開き願います。

議案第64号 和解及び損害賠償の額の決定について。

町は、町道中粕川線を走行中に、段差で転倒したことにより車両に損害を与え、運転者が受傷した、道路管理の瑕疵による事故に起因する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償の額を決定するものとする。

記

1. 損害賠償額 一金 566,025 円

2. 和解の相手方 住所

氏名

3. 和解の内容

令和4年4月8日午後0時40分頃、■■■■■氏所有の大型自動二輪車（■■■■■）を、■■■■■氏本人が運転し、町道中粕川線を主要地方道利府松山線方面に走行中、路面の段差で転倒し、車両が損傷、■■■■■氏が受傷したので、町が車両の所有者である■■■■■氏に対人損害、休業損害及び対物損害の損害賠償金として上記金額を支払うことを条件に和解する。

令和4年9月21日 提出

大郷町長 田 中 学

以上、和解の内容をもって提案理由の説明といたします。

議案第64号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 全員協議会の資料の中でこの道路について、路面の段差というもので転倒したというようなことがあるわけではありますが、その道路の詳しい状況、どのような段差なのか、そのような道路の状況、これ詳しくお願いしたいと思います。そしてまた、この和解に至ったということではありますが、経緯と当事者同士、いわゆる司法上の和解なのか、それとも裁判を行った和解なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず状況でございますが、今回事故が起きた場所につきましては、先ほど御説明いたしました粕川地内の町道中粕川線でございます。3月16日発生の福島県沖地震がございまして、町内各所で被害を受けた箇所がございましたので、職員または業者によりまして道路パトロールを実施いたしました。その際に今回事故起きた場所につきましては、当方といたしましては道路の通行に支障があるような箇所ではないということで認識してございましたが、今回事故の報告を受けまして、現地に確認いたしましたところ、横断のボックスカルバートが入ってございまして、そのボックスカルバートの前後につきまして、多少、ちょっと下がっているような状況が確認されましたことから、今回の事故に至ったものではないかと判断してございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 答弁いたします。まず、和解の種類でございますが、裁判等ではなくあくまでも相手方との任意の交渉によって和解したものでございます。ただし、町のほうにつきましては、町で入っております全国町村会総合賠償保険というものを入っております、こちらの保険会社さんのアドバイスを受けながら、総務課の担当職員が相手方と交渉を進め、和解に至ったものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 前の決算審査の特別委員会で、地域整備課のときにいろいろ、その道路の状況等についてお話を申し上げました。事故にもいろいろなケースがあると思います。あのときにはこの裁判との和解で判例なんかもあるんじゃないかと。そういうものをしっかりと見て、特にこの震災後に町道というのが非常に傷んでいるわけでありまして。そんな中で町道の再点検というもの、これは非常に大事なことかなというふうに思うわけでありまして。ぜひそれは再点検をしていただきたいと、そのように思いますが、町長にその所見をお伺いしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 道路の状況につきましては、毎月業者によるパトロール、さらには職員によるパトロール、または区長さんやいろいろな方からの情報提供によるパトロール等を実施してございますが、今後ともこういった事故が起きないようにしっかりと点検、パトロールを実施してまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今度の問題は、道路管理の瑕疵ということで、一応町の5割、責任を認めたということになるわけですが、今石垣議員からも出ましたが、いわゆるその後の点検が大事ではないかと。起きてしまったことについては、今後二度とそういうことしないようにというのが日頃の行いだと思うんですが、今回の教訓をどのようにして生かされていくのか、特にいわゆる7月15、16の大雨で、大分道路傷んでいるところも何か所かあるんですが、その辺のすぐに工事でなくても、そういうところにせめて、ここに危険箇所がありますよということの表示だけでもすべきだと思うんですが、それらも含めてどのような対応されているのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。

事故起きた箇所につきましての教訓ということでございますが、今回事故が起きた場所につきましては、横断のボックスカルバートが入っているような箇所でございます。確かに車での通行ではあまり影響がなかったものでございますが、やはり自転車やバイクというのもございますので、そういった構造物等が入っている場所につきましては、より注意深く監視していきたいと思っております。

また、7月の豪雨災害で被害を受けました箇所につきましては、業者による確認、また、役場での確認により、直ちに対応ができない場所につきましては、安全施設の設置などにより事故を未然に防ぐよう努めてまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほどの課長の質問の答弁の中で、今回の案件について、今回の道路について、町のパトロールしての認識の結果では問題はないのではないかという気持ちでいたと。ところが事故起きて初めてそういうことについての対応して、先日通ってみたところ舗装されているようですが、凸凹ないから修正されているようですが、やはりこの認識の問題について業者任せということでも大変困るんで、特に私、前にもこれ指摘して直してもらった経過あるんですが、築道の排水機場の脇にコンクリートが勝手に流れて凸凹になっているんですね。あれバイクで行くと本当に危険なんですよ。車で行っていただければある程度の振動が4つの車で抑えられるところもあるんですが

ね。せめてああいうところに危険箇所だよということで、工事ができなくても、せめて危険だよということを知らせておくだけでも違うと思うんですよ。そういうのが町内にもっとあるんじゃないかと思うんです。

それも含めて、ぜひそのような対応をすべきだと思うんですが、もう一度見解を求めておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） そういった箇所につきましては業者任せにしているわけではございませんが、職員一同、全員挙げましてしっかりと対応して、周知できるものについては周知をし、事故の未然防止に努めてまいります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第64号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第3 議案第65号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第7号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第65号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さんおはようございます。それでは、議案第65号一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第65号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度大郷町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,372万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,924万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月21日 提出

大郷町長 田 中 学

補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、11月より実施予定のオミクロン株対応ワクチン集団接種などに係る経費及び新型コロナウイルス感染症陽性者等で、生活用品購入困難世帯への生活用品支援並びに9月8日に町道中粕川線で発生した事故に係る損害賠償金の総額でございます。

歳入では、国庫補助金、諸収入、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。

まず歳入です。第15款国庫支出金第2項国庫補助金2,260万5,000円の増額補正です。11月より実施予定のオミクロン株対応ワクチン集団接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金55万1,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金繰入金の調整でございます。

第21款諸収入第5項雑入56万6,000円の増額補正。4月8日に町道中粕川線で発生した事故に係る全国町村会総合賠償補償保険の増額でございます。歳入補正額合計2,372万2,000円の増額でございます。

続きまして、4ページでございます。

歳出です。

第4款衛生費第1項保健衛生費2,315万5,000円の増額補正です。富谷黒川管内での11月より実施予定のオミクロン株対応ワクチン集団接

種に係る新型コロナウイルスワクチン接種に係る集団接種会場運営等負担金並びに新型コロナウイルス感染症陽性者等で、生活用品購入困難世帯への生活用品支援が主なものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費56万7,000円の増額補正です。4月8日に町道中粕川線で発生した事故に係る損害賠償金の増額でございます。歳出補正額合計2,372万2,000円の増額でございます。

以上、補正前の予算額75億552万1,000円に歳入歳出とも2,372万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ75億2,924万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第65号 一般会計補正予算（第7号）につきましての提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 歳出の8ページの歳出の中で、需用費ということで55万円出ておるわけですが、一般財源から55万が計上されているのがこれかどうか分かりませんが、私はコロナ関係でかかる費用については、これ必需品含めて、ある程度国からの対象にも国の補助金の対象になるのではないかと思います。その辺についてどのように考えられているか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。こちらの需用費につきましては、食料等困難世帯に対する支給品に要する費用でございます。

以上です。（「国・補助は」の声あり）その件につきましては、町単独事業となるものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これ町単独というような答弁ですが、そういう点について、県なり国のほうに打診した経過はあるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。そちらにつきましては、陽性者に関して、県のほうで支援をしている、町で今回行うものについては、それまでの食糧支援ということで考えておりますので、こちらは該当しないものと考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。1番吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 今の話と重複するところもありますが、その生活用品購入困難者の支援ということで、詳細な内容と、あとこれがいつから始まる予定なのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。こちらの詳細な内容につきましては、対象とする世帯に関しまして、大郷町に住民登録しておる世帯で、かつ新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等で陽性となった者が居住する世帯、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のみが居住する世帯であって、親族や近隣などに支援者がいない、かつネットスーパー等の活用ができないなどの食料品等の購入が困難な世帯で、これまで町の物資支援を一度も受けていない世帯とするものでございます。こちらの開始時期につきましては、9月26日を今のところ目指してやっております、期間については当面の間ということにしてございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 9月26日から行う予定ということなんですけれども、これは人数はどれぐらいの人数、世帯分を用意しているのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。こちら1世帯当たりということで、一応セット物を準備する予定でございます。量にしましては、先ほど申し上げたように県からの支援物資が届く間ということで、その世帯構成員数にもよりますけれども、1世帯当たり1セットということで考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） すみません、僕の聞き方があれだったんですけれども、何セットぐらいを用意して、この55万のうち用意しているのか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。こちらのほうは、一応100セットということで計上させていただいております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 支援について実施要項などをつくっておかないと、それ

ぞれ担当者任せで困るんで、何らかの方向で一面の要綱決めておく必要があると思うんですが、まだ出ていないんですか。今からですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。こちらのほうは今現在、要綱をつくってございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第65号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

|       |       |                                    |
|-------|-------|------------------------------------|
| 日程第4  | 認定第1号 | 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第5  | 認定第2号 | 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第6  | 認定第3号 | 令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第7  | 認定第4号 | 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第8  | 認定第5号 | 令和3年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第9  | 認定第6号 | 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第10 | 認定第7号 | 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について |

日程第11 認定第 8号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 9号 令和3年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第4、認定第1号 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第2号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第3号 令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第4号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第5号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 認定第6号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第7号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第8号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第9号 令和3年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

ここで、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの決算について、委員長より審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長和賀直義議員。

決算審査特別委員長（和賀直義君） 大郷町議会議長石川良彦殿。決算審査特別委員会委員長和賀直義。本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定した。

#### 記

認定第1号 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第2号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第3号 令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第4号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第5号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、認定すべきものと決定。

認定第6号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第7号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第8号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第9号 令和3年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきものと決定。

続いて、令和3年度各種会計決算審査意見。

一般会計。

- ・ 専門職員・技術職員の採用に注力されたい。
- ・ 不納欠損に至らないよう、徴収対策に努められたい。
- ・ ふるさと納税の返礼品の充実を図られたい。
- ・ (株) おおさと地域振興公社の返納金について、早期解消に努められたい。

- ・ 関係機関と連携を図り、交通安全・防犯対策に取り組まれたい。
- ・ 住民の意向に沿った住民バスの運行と利便性を図られたい。
- ・ 引き続き、受診率向上を図られたい。
- ・ 有害鳥獣の被害防止強化を図られたい。
- ・ ふれあい農園((株)ラトリエ)の管理体制を再検討されたい。
- ・ (株) おおさと地域振興公社の経営改善を指導されたい。
- ・ 道路環境整備に努められたい。
- ・ 河川のしゅんせつ工事を早急に進められたい。
- ・ 地域おこし協力隊の受入れ体制を強化し、地域の活性化を図られたい。

- ・ 防災訓練などの強化を図り、災害対策に努められたい。
- ・ 無形文化財の後継者育成を町全体として、考えられたい。

国民健康保険特別会計、なし。

介護保険特別会計。

- ・ 早期発見・治療も含め、介護予防対策に努められたい。

後期高齢者医療特別会計、なし。

下水道事業特別会計。

- ・ 加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。

農業集落排水事業特別会計。

- ・加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。  
戸別合併処理浄化槽特別会計。
  - ・加入促進を図り、水洗化率の向上に努められたい。  
宅地分譲事業特別会計、なし。  
水道事業会計、なし。
- 以上です。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

まず初めに、反対討論の発言を許します。大友三男議員。

4番（大友三男君） 認定第1号 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論いたします。中粕川地区の復興事業として中粕川地区の糟川寺を含む5件分に限定した宅地かさ上げ工事の事業費として、令和3年度2億3,885万円が支出されていますが、東日本台風水害から、既に3年が経過している現在に至っても、かさ上げ工事が完成せず、被災者の方々はいまだに仮設住宅に入居せざるを得ない状況が続いています。

特に、高齢被災者の方々の精神的負担の大きい状態が現在も続いている状況で、私としては町が行う復興事業によって、このような状況になることを被災当初から想定していたため、代案として5件分のかさ上げ宅地工事を行っている場所も含めて、被災者の方々の精神的負担が長引かないよう長期にわたる復興事業ではなく、被災から1年ないし2年の短期間で工事が完了し、事業費も抑えられる復興事業として、特に災害危険区域指定地内の被災者全員の各宅地に対して、個々に宅地のかさ上げ工事をする場合の支援策や、複合的な役目を果たす総合運動公園など、復興防災事業としての代案を示しながら、意見や提案を行ってききましたが、全て拒否された経緯がありました。

令和3年度以降も災害復興や地域活性化の名の元に、災害危険区域指定地内に多額の税金を必要とする新たな建設計画として、防災コミュニティセンターを当初計画より拡張し、カフェをつくるとする計画や防災緑地にあずまや的な外部避難施設をつくるとする計画など、さらにはかわまちづくり計画や古民家構想計画など、今後も多額の税金を費やし必要と思えないものづくりに専念する計画などに対し、大郷町議会議員の責任として地域に偏ることなく、編成均衡の原則を基に

復興者と慣れ合いにならず、復興圏に介入し是々非々の態度を貫き、住民の代弁者として住民に代わって、復興機関を批判監視し、議員としての職責を遂行するため、令和3年度以降の予算編成にも関わる3年度決算審査特別委員会の中で、代案をもって意見、提案を行ったことに対し、田中町長は令和3年度一般会計予算に反対したあなたは、決算に対してどうのこうの言える立場でない。大人になれよ。そんなこと通らないと（不規則発言あり）強い口調で威嚇ととれるような発言をしています。このことについては今議会が終わったら、田中町長の発言が他の自治体でまかり通るかどうか他の自治体の議員に確認し、今後の議会ですっかりと対応したいと思います。

令和2年度決算審査特別委員会においても、代案をもって提案したことは重要であり、令和3年度一般会計予算に反映されないまま予算が執行されれば、3年度決算認定に反対するのは当然のことです。

以上の理由で、認定第1号 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論といたします。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 議席番号1番、吉田耕大。認定第1号 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度一般会計決算歳出では、臨時特別給付金、稲作特別対策支援交付金や新型コロナウイルス感染症などによる影響での減収対策が行われ、子供たちにはすこやか医療費助成や給食費無償化事業の継続、ふれあい号の地域の緩和など住民サービスも継続して行われています。新型コロナウイルス感染症対策関連費、災害復旧関連経費なども継続していますが、令和元年度東日本台風災害による復興も目に見えるぐらい復旧してきています。

台風災害の復旧事業では、吉田川の堤防改修工事、中粕川宅地造成工事、防災緑地造成工事など、地域の意見を尊重し、行政と町民が一丸となって計画が進んでいると思われます。その他地域においても、浸水想定区域内の町民の皆様には、擁壁工事、かさ上げ工事などの補助事業もあり、中粕川や一部の地域だけではなく、町内全域において災害対策に取り組まれております。

今後、大郷町が安心、安全で住みやすい町であり続けられるよう、防

災対策強化、住民サービスの向上とこれからの大郷町発展のための計画を町民の意見を聞きながら、大郷町らしい町になるようお願い、多くの皆様の御賛同を賜りますようお願いし、令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の賛成討論といたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。6番田中みつ子議員。

6番（田中みつ子君） 令和3年度一般会計決算について、本町の生産年齢人口の減少に伴う税収減、高齢化に伴う扶助費の増など、依然として財政を取り巻く環境は厳しく、予断を許しません。これからの財政運営に当たっては、県、国補助金や交付税措置などを最大限に活用するとともに、自主財源の健全な財政構造の確立を願うものです。日々、1年を通して役場職員の懸命な努力により黒字決算となり、高く評価して令和3年度一般会計決算に賛成いたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） あまりやじは飛ばさないでください。

賛成の立場から討論いたします。認定第1号 令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入に関しましては、収入の確保の努力が十分になされており、予算が適正に執行されております。その成果といたしましては、1、新型コロナウイルス感染症影響による予防のためのワクチン接種及び給付金。2、担い手及び農業生産法人等の生産活動、次世代を担う農業後継者の確保と育成を推進する補助事業及び制度資金等の支援。3、災害のない環境を確保するための河川の維持管理。4、自立した日常生活ができる障害者への自立支援費。5、子育て家庭における生活の安定、児童、生徒の健やかな成長に寄与するための子育て支援費。6、台風19号により甚大な被害を受けた大郷町、被災した方への住宅再建のための補償費、補修費、かさ上げ、擁壁工事等への支援。7、中粕川地区において住民の代替地の整備、災害公営住宅の建設。8、粕川地区、防災拠点の整備、復興まちづくりへの防災施設の造成工事。9、台風19号並びに令和4年福島沖地震災による道路等並びに農業施設等の機能回復を行っており、災害復旧工事に関しましては完了となっており、復興まちづくりに関しては、少しずつ形ができています。令和元年東日本台風復旧事業や新型コロナウイルス感染症対策事業が歳入と歳出に大きく影響した決算とな

っております。

歳入済額は75億3,320万円であり、歳出決算額は68億1,769万であります。監査意見としましては、財務主要指標において実質収支比率、経常収支比率、実質公債比率の数値は前年度より改善されておることから、令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成であります。

最後に、令和4年度復興まちづくり、さらなる形ができることに町民の皆さんが楽しみにしております。また、私たち議会議員は民主主義の根幹をなす選挙で選ばれております。笑うところじゃありません。町民の代表者として、さらなる大郷町発展に寄与すべきものと考えます。

以上をもちまして、賛成討論を終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、認定第1号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和3年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。

したがって本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第2号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第2号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和3年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したが

って、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第3号 令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第3号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和3年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第4号 令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第4号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和3年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に認定第5号 令和3年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第5号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和3年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に認定第6号 令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第6号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和3年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第7号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第7号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第8号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第8号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第9号 令和3年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第9号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和3年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告

のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第13 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 次に日程第13、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、時節柄大変お忙しい中、連日、御審議を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。

今定例会は、去る9月5日開会以来17日間にわたり、令和3年度各種会計、決算認定を中心に人事案件、条例の制定、一部改正、令和4年度各種会計補正予算などを審議してまいりましたが、議員各位の特段の御協力により、ここに今定例会を閉会できましたこと、議長として喜びとするところでもあります。

今定例会に提案されました諸議案、決算認定といずれも町政を展開していく上で重要な案件でありましたが、議員各位におかれましては、町民の代表機関としての機能を十分に発揮され、終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たのでありまして、この御精励に対し深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、執行部の皆さんにおかれましても、町長はじめ課長各位には審議の間、常に真剣な態度で御協力をくださいました。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは決算審査特別委員会において出されました意見、要望などについては特に配慮していただき、今後の町政執行に十分反映されますようお願いするものでありま

す。

さて、収穫の秋、議員各位には何かと御多忙のこととは存じますが、それぞれ御自愛くださいまして、今後とも町政の積極的な推進に御尽力賜ることをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

---

議長（石川良彦君） 以上、これにて令和4年第3回大郷町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午 前 10時59分 閉 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員